

青森市内部情報システム構築・移行業務公募型プロポーザル

実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

青森市内部情報システム構築・移行業務

(2) 業務主体

青森市

(3) 目的

本市の内部情報システム（財務会計、人事給与、人事評価、臨時職員（会計年度任用職員）、庶務事務、文書管理）は、平成27年度の本稼働から既に9年が経過し、令和8年度末でシステム保守期限を迎えるとともに、導入からこれまでの間の業務要件の変化に対する機能不足が職員の負担増の一因となっていることから、内部情報システムの更新（次期システム構築・データ移行）を行うもの。

今回のシステム更新では、単にシステムの最新化を図るだけでなく、「青森市自治体DX推進方針」に掲げる「行政のデジタル化」を推進することで、ペーパーレス化、業務間のデータ連携、自動化等の業務改善、業務改革を実現し、職員の負担軽減等に寄与できるシステムの導入を目指す。

(4) 業務内容

別紙1「青森市内部情報システム構築・移行業務要求仕様書」のとおり

(5) 契約方法

公募型プロポーザルにより受託候補者を選定し、価格等の協議を経て、随意契約により委託契約を締結する予定である。なお、受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

(6) 業務委託期間

令和7年4月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

(7) 本業務における提案上限額

468,280,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和7年度上限額：400,995,000円、令和8年度上限額：67,285,000円）

上記提案上限額を超えた場合は、選定しない。

(8) 問い合わせ及び書類提出先

青森市総務部情報政策課システム運用管理チーム

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号 青森市役所急病センター棟3階

電話番号：017-734-5171

メールアドレス：joho-seisaku@city.aomori.aomori.jp

※問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(3) 参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。

(4) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。

(5) 市税（青森市税又は青森市税が課税されていないものは、主たる事業所が所在する市町村が課する市町

- 村税)並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下のすべての条件を満たしていること。
- ①全ての構成員が、上記(1)から(6)までに掲げる条件を満たしていること。
 - ②構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独に本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - ④本プロポーザルの参加申込書の提出時より前に共同事業体を成立させていること。
 - ⑤業務完了時まで代表構成員の変更がないこと。
 - ⑥本プロポーザルの参加申込書の提出時から契約締結時までには構成員の変更がないこと。

3 主なスケジュール

| No. | 手続 | 日程 |
|-----|--------------|---|
| 1 | 公募の開始 | 令和7年1月6日(月) |
| 2 | 質問の受付 | 令和7年1月6日(月)から 令和7年1月20日(月)午後5時00分まで |
| 3 | 参加申込書の提出期限 | 令和7年1月20日(月)午後5時00分まで |
| 4 | 質問に対する回答 | 令和7年1月27日(月)午後5時00分まで |
| 5 | 企画提案書等の提出期限 | 令和7年2月6日(木)午後5時00分まで |
| 6 | 客観的項目審査 | 令和7年2月10日(月) |
| 7 | デモンストレーション審査 | 令和7年2月12日(水)から 令和7年2月14日(金)の期間で本市が指定する日 ※日程等の詳細については対象者へ別途通知する。 |
| 8 | プレゼンテーション審査 | 令和7年2月17日(月) ※日程等の詳細については対象者へ別途通知する。 |
| 9 | 選定結果通知 | 審査完了後(令和7年2月下旬) |

※日程については、本市の都合により変更する場合があります。

提出された書類の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

4 実施要領及び仕様書の配付について

青森市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/jigyosya.html>

5 公募型プロポーザル参加等に関する質問の受付

(1) 受付期限

令和7年1月20日(月)午後5時00分まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。(電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。)

(3) 提出先

1の(8)の「問い合わせ及び書類提出先」

(4) 回答方法

①質問に対する回答は令和7年1月27日(月)午後5時00分までに、参加申込書(様式第1号)を提出した者に対して、全項目の回答を電子メールにて送信する。

②ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 公募型プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第2号） 1部
- ②共同事業体結成届（様式第3号） 1部 ※共同事業体の場合のみ
- ③法人の概要がわかる資料（会社案内等） 1部

(2) 提出期限

令和7年1月20日（月）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(4) 提出先

1の（8）の「問い合わせ及び書類提出先」

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

副本は、企画提案事業者が準則されないよう、社名を明記しないこと。

- ①企画提案書（任意様式、A4判片面印刷） 正本1部、副本12部
- ②応募申込書（様式第4号） 1部
- ③誓約書（様式第5号） 1部
- ④類似業務実績調書（様式第6号） 1部
- ⑤法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと
の証明書（発行日から3か月以内の書類） 1部
- ⑥営業所が青森市内にある場合は、市民税について未納の税
額がないことの証明書（発行日から3か月以内の書類） 1部
- ⑦業務担当者名簿（様式第7号） 1部
- ⑧要求機能要件対応表（様式第8号） 1部
- ⑨見積書（様式第9号） 1部

(2) 企画提案書の構成

別紙2「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和7年2月6日（木）午後5時00分まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(5) 提出先

1の（8）の「問い合わせ及び書類提出先」

8 公募型プロポーザル参加辞退について

参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退届（様式第10号）を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年2月6日（木）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(3) 提出先

1の（8）の「問い合わせ及び書類提出先」

(4) その他

参加辞退届（様式第10号）の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

9 受託候補者の決定

(1) 審査委員会の設置

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「青森市内部情報システム構築・移行業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

審査委員会が客観的項目審査、デモンストレーション審査及びプレゼンテーション審査を行い、合計得点の最も高い者を受託候補者として選定する。

①客観的項目審査

企画提案事業者が提出した書類の内容を基に、客観的に判断できる項目について評価する。

②デモンストレーション審査

審査委員会に対し提案するシステムを試用させるデモンストレーションを行い、システムの性能について評価する。

イ 実施日 令和7年2月12日（水）から令和7年2月14日（金）の期間で本市が指定する日

ロ 実施場所 青森市役所本庁舎（青森市中央1丁目22番5号）

ハ 時間 1事業者あたり3時間から6時間程度

ニ 機器の準備 プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。パソコン等その他デモンストレーションに必要な機材については、企画提案事業者が用意すること。

③プレゼンテーション審査

審査委員会に対し提案内容に係るプレゼンテーションを行い、ヒアリングを経た上で企画提案書の内容と合わせて総合的に評価する。

イ 実施日 令和7年2月17日（月）

ロ 実施場所 青森市役所本庁舎（青森市中央1丁目22番5号）

ハ 時間 1事業者あたり40分程度（説明20分以内、質疑応答20分程度）

ニ 機器の準備 プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。パソコン等その他プレゼンテーションに必要な機材については、企画提案事業者が用意すること。

(3) 注意事項

①デモンストレーション審査及びプレゼンテーション審査の日時、詳細な場所、留意事項等については別途通知する。

②デモンストレーション審査とプレゼンテーション審査は別日程で行う。

③プレゼンテーションでは、企画提案書等に記載された事項についての説明及び質疑応答を行う。

④デモンストレーション審査及びプレゼンテーション審査当日の追加資料については受理しない。

⑤企画提案事業者の責に帰すべき事由によりデモンストレーション審査及びプレゼンテーション審査に参加できなかった場合、評価は行わない。

⑥提出した企画提案書等の内容と著しく異なるプレゼンテーションについては評価の対象としない。

⑦指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。

(4) 選定基準

別紙3「選定基準」のとおりとする。

(5) 選定結果

①選定結果については、審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。

②審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①この要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合

②仕様と合致していない場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

④提出書類に不足があった場合

⑤実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

⑥選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑦見積額が本市の提示する業務に係る提案上限額を上回る場合

⑧その他、不正な行為があった場合

10 契約事項

受託候補者と企画提案書等について協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる）の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、9の（2）による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。

11 その他留意事項

- （1）企画提案書等の作成・提出、委託契約の本市との協議に係る費用は全て企画提案事業者の負担とする。
- （2）企画の提案は、1事業者につき1提案までとする。
- （3）提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- （4）提出された企画提案書等は返却しない。
- （5）提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。